

令和6年度第8回男鹿市農業委員会定例総会会議録

1. 開会日時 令和6年11月8日（金）午後2時00分から

2. 開催場所 男鹿市役所 5階 大会議室

3. 出席委員数 （15名）

出席者（会長）吉田陽一

（代理）戸部秀悦

（委員）

1番 佐藤洋介

2番 加藤和洋

3番 伊藤淑栄

4番 鈴木和俊

5番 高橋郁雄

6番 清水司

7番 三浦栄子

8番 原田智也

9番

10番 武田一雄

11番

12番

13番 目黒千衣子

14番 山本義則

15番 伊藤賢一

16番 鈴木豊則

17番

4. 欠席委員 （4名）

9番 鈴木孫城委員、11番 三浦富美男委員、12番 佐藤正樹委員

17番 鈴木誠孝委員

5. 農業委員会業務報告（10月分）

6. 報告事項

報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第11号 農地法第5条の許可について

7. 議事案件

議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第23号 農用地利用集積計画（案）の諮問に対し審議を求めることについて

議案第24号 農地法第5条の許可について

8. その他

9. 農業委員会事務局職員

事務局 長

鎌田重美

局長 補佐

鈴木俊市

主 事

浅井和将

10. 会議の概要

鎌田事務局長	委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。 ただ今から令和 6 年度第 8 回男鹿市農業委員会定例総会を開会いたします。 今回の総会は、報告事項が 2 件、議事案件が 3 件であります。 初めに吉田会長からごあいさつをお願いいたします。
吉田陽一会長	令和 6 年度の第 8 回定時総会にご出席いただき、ありがとうございます。 11 月 2 日の農業委員大会に出席された委員の皆様、お疲れ様でした。 さて、今年は米の値段が上がり梨は霜による被害なども無く、農家にとっては、例年に比べ良い年になったと感じております。 米の収穫につきましては、先月末までに、ほぼ作業を終えたと思いますが、まだ片付け作業が残っている方は、事故など無いように十分気をつけてください。 収穫が終わると、農地の契約の更新など、協議案件が増えると思いますので、皆様にはご難儀をおかけしますが、よろしく願いいたします。 また、本日の議事案件等についても、活発なご審議をいただけるよう併せてお願いいたします。 簡単であります但挨拶といたします。
鎌田事務局長	本日は、9 番の鈴木孫城委員、11 番の三浦富美男委員、12 番の佐藤正樹委員、17 番の鈴木誠孝委員から欠席の届け出がありました。 本日は、19 名中 15 名で総会の定足数に達しております。 それでは、男鹿市農業委員会規則第 10 条の規定によりまして、会長が議長を務めることになっておりますので、議事の進行は吉田会長をお願いいたします。
吉田陽一議長	男鹿市農業委員会規則第 19 条に規定する議事録署名委員について、どうお諮りしたらよろしいでしょうか。 (議長一任の声)

吉田陽一 議長	議長一任の声がありましたので、議事録署名委員に 13 番の目黒千衣子委員、14 番の山本義則委員にお願いいたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木局長補佐と、浅井主事を指名いたします。 では、初めに農業委員会業務報告をお願いします。
浅井主事	10 月の農業委員会業務報告をします。 先ずは、10 月 7 日、令和 6 年度第 2 回地域計画策定ブロック別情報交換会が開催されています。 10 月 8 日、第 7 回農業委員会定例総会を開催しています。 10 月 16 日、5 条関係の現地確認を、五里合地区、野石地区でそれぞれ実施しています。 10 月 18 日、同じく 5 条関係の現地確認を船越地区で実施しています。 10 月 23 日に第 103 回常設審議委員会及び一般社団法人秋田県農業会議第 42 回理事会が開催されています。 出席者については、記載のとおりです。 今後の予定についてですが、11 月 10 日、秋田県農林水産フォーラムが A N A クラウンプラザホテルで開催予定です。 本日の総会後に推進会議を実施いたしますが、11 月 13、14 日、2 日間で今年度第 2 回となる農地パトロールを開催予定です。 11 月 19 日に第 1 回地域計画策定全県研修会がホテルメトロポリタンで行われる予定です。 11 月の 22 日に第 104 回常設審議会が秋田パークホテルで開催予定です。 11 月の 27 日から 28 日にかけて、全国農業委員会会長代表者集会及び県選出国會議員要請集会及び年金加入推進セミナー集会が、東京にて開催予定となっており、吉田会長が出席予定です。 12 月 6 日に本年最後となる第 9 回農業委員会定例総会を開催予定です。 業務報告については、以上です。
吉田陽一 議長 清水司委員	業務報告ではありますが、ご意見ございませんか。 意見じゃなくて、質問をいいですか。

吉田陽一 議長	清水司委員。
清水司委員	この農林水産フォーラムとか地域計画策定全県研修会は、事務局や農林水産課が出席するものですか。
浅井主事	農林水産課と事務局の方で出席するものとしなないものがあります。
吉田陽一 議長	いいですか。 他に何かございませんか。 報告ですので、ご了承願います。 続きまして報告事項に入りたいと思います。 報告第 10 号の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について事務局からお願いします。
鈴木局長 補佐	議案書の 1 ページをご覧ください。 報告第 10 号、農地法第 18 条の合意解約の案件です。 1 号から順に説明します。 申請番号 1 号、払戸字小堤下千間 239、地目、田、面積 508 平米、渡人が払戸の A、受人が払戸の B、渡人の希望による合意解約で、渡人が当該農地を自分で耕作するので受人との契約を解消します。 これは、この農地の隣に他者の同じ面積規模の農地があつて A がそれを買取り、この田と合筆し効率よく自家消費分を耕作するとの事でした。 この後、A の売買の案件も出ますので、よろしくお願いします。 申請番号 2 号、払戸字小堤下千間 240、地目、田、面積 494 平米、渡人が払戸の C、受人が払戸の D、渡人の都合で他者へ所有権移転の合意解約です。 本件に関しても、この後の案件で売買が出ます。 続きまして 2 ページをご覧ください。 申請番号 3 号、船越字堂ノ前 67、他 2 筆、地目、田、面積計 3,115 平米、渡人が船越の E、受人が船越の F、受人の要望で耕作打ち切りのため解約します。 次の受人は、探している最中です。 申請番号 4 号、払戸字尻深二番谷地 382、他 9 筆、地目、田、面

鈴木局長 補佐	積計 8,168 平米、渡人が払戸の G、受人が大潟村の H、渡人の都合で契約が打ち切りとなり、この後、他者と貸借契約をする予定です。 以上で説明を終わります。
吉田陽一 議長	事務局から説明ございました。 1 から 4 号について、何かご意見ございませんか。 (無しの声)
吉田陽一 議長	これは報告ですので、よろしくお願いいたします。 続きまして、報告第 11 号農地法第 5 条の許可について、お願いします。
鈴木局長 補佐	議案書の 3 ページをご覧ください。 報告第 11 号、農地法第 5 条の許可について、です。 読み上げます。 令和 6 年 10 月 8 日開催、第 7 回男鹿市農業委員会定例総会において審議された下記の申請について、令和 6 年 10 月 23 日開催、秋田県農業会議常設審議委員会において、許可相当となりましたので報告いたします。 案件に関しては、その下にあります。 申請地が鶴木字松木境 68-1、他 2 筆、転用者が I、目的が育苗用土の採取です。 以上で報告を終わります。
吉田陽一 議長	本件について、何かご意見ございませんか。 (無しの声)
吉田陽一 議長	以上報告ですので、よろしくお願いいたします。 続きまして、議事案件に入ります。 議案第 22 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、をお願いします。
鈴木局長	議案書の 4 ページをご覧ください。

補佐	議案第 22 号、農地法第 3 条の所有権移転が 5 件、貸借権設定が 3 件の案件です。 1 号から順に説明します。 申請番号 1 号、船越字杉山 624、他 3 筆、地目、田、面積計 4,460 平米、渡人が船越の J、受人が船越の k、渡人が農業廃止で、この契約をもって、農地が無くなります。 受人は、相手方の要望により 10 アール当たり 10 万円の総額 40 万円です。 申請番号 2 号、脇本富永字小谷地 41、地目、田、面積 91 平米。渡人が脇本の L、受人が脇本の M、農地の交換で、L から M へ無償譲渡します。 お互いに自宅に近い農地を交換するもので、申請番号 3 号も同じ案件で、脇本富永字小谷地 32、地目、田、面積 79 平米を M から L に無償譲渡をします。 申請番号 4 号、所有権移転の案件です。 北浦北浦字籠田 49、他 8 筆、地目、田、面積計 1 万 543 平米、渡人が北浦の N、受人が北浦の O、渡人が病気で農地を手離すそうです。 受人は、相手方の要望で無償譲渡です。 受人と渡人は、親族です。 申請番号 5、所有権移転の案件で払戸字小堤下千間 240、地目、田、面積 494 平米、渡人が払戸の C、受人が払戸の A。 この案件は、先ほどの合意解約で、隣り合った小さい農地を 1 つにして自分で耕作する案件の買い取りの方です。 渡人は相手方の要望、受人は自作地の確保で、10 アール当たり 34 万円の総額 17 万円の案件です。 次に 5 ページをご覧ください。 5 ページからは、貸借権の設定です。 申請番号 6 号、北浦西水口字後田 1、他 2 筆、地目、田、面積計 5,304 平米、渡人が北浦の P、受人が北浦の Q、渡人が小作の継続、受人が相手方の要望で、受人の方が認定農家でなくなったため、3 条による貸借です。 申請番号 7 番、福米沢字土花新田 66、他 5 筆、地目、田、面積計 7,610 平米、渡人が大阪市の R、受人が福米沢の S、渡人が小作の継続、受人が相手方の要望で、10 アール当たり 1 万 3,000 円の総額、9 万 8,800 円で、水利費は受人負担です。
----	---

鈴木局長 補佐	この契約に関しても、当初、19 条の基盤強化法でしたが、受人が認定農家でなくなったので 3 条での貸借です。 続きまして申請番号 8 号、払戸字尻深一番谷地 26、他 18 筆、地目、田、面積計 1 万 7,347 平米、渡人が払戸の T、受人が払戸の U、これも渡人は小作の継続、受人が相手方の要望で、10 アール当たり米 1 俵で総量 17 俵です。 これも受人が認定農家でなくなったので 3 条での貸借契約です。 以上で説明を終わります。
吉田陽一 議長	事務局から説明がございましたが、1 番から 8 番について何かご意見ございませんか。
加藤和洋 委員	認定農家でなくなったという事ですが、どういう理由ですか。
鈴木局長 補佐	認定農家でなくなった理由は、聞いていませんが中には認定農家の利点が無いとか、今後、耕作面積の拡大をしていく予定も無いとか、そういった理由で認定農家の更新をしない方がいるということです。
吉田陽一 議長	加藤和洋委員よろしいですか。 他にありませんか。 (無しの声)
吉田陽一 議長	無しの声がありましたので、申請どおりといたします。 続きまして、議案第 23 号、農用地利用集積計画（案）の諮問に対し審議を求めることについて、事務局からお願いします。
鈴木局長 補佐	議案書の 7 ページをご覧ください。 議案第 23 号、基盤強化法第 19 条の案件です。 今回は、貸借権設定のみです。 申請番号 1 号から順に説明します。 申請番号 1 号、払戸字尻深二番谷地 382、他 9 筆、地目、田、面積計 8,168 平米、渡人が払戸の G、受人が福川の V、新規の 10 年で 10 アール当たり 1 万 5,000 円、水利費は受人負担です。

鈴木局長 補佐	現私人からの要望により契約を解除し、Vと新規契約をする案件です。 申請番号2号、払戸字登田32、他15筆、地目、田、面積計2万1,111平米、渡人が払戸のW、受人が払戸のX、新規の3年契約で、10アール当たり米1俵、水利費は受人負担です。 渡人が高齢のため規模縮小で、受人がお願いされたものです。 8ページをご覧ください。 申請番号3号、野石字玉ノ池新田2、地目、田、面積計7,717平米、渡人が野石のY、受人が野石のZ、新規の10年契約で10アール当たり1万円、水利費は受人負担です。 渡人が規模縮小のため、受人に貸している田の隣地もお願いしたもので、今現在、Yの他の田も、小作契約をしているZに、自分で耕作している田をお願いする契約です。 以上で新規案件に関する説明を終わります。
吉田陽一 議長	事務局より説明のあった件にご意見ございませんか。
加藤和洋 委員	はい。
吉田陽一 議長	加藤さん、どうぞ。
加藤和洋 委員	参考のためにお聞きしたいのですが、2号のX、耕作面積が大きいけれども家族何人でやっていますか。
鈴木豊則 委員	息子2人で、男手が3人に女1人。 他に娘の旦那さんとか、いくらか手伝いの人が来ている。
鈴木局長 補佐	後継者がいることで、ここ数年でどんどん規模を拡大しています。
戸部職務 代理	70ヘクタールくらいまで（拡大する）と伺っている。
加藤和洋 委員	大潟村のトップレベルで60ヘクタールくらいなので。
吉田陽一 議長	他にございませんか。 なければ次に進んでもいいでしょうか。

鈴木局長 補佐	(はいの声) 8 ページの下段の申請番号 4 号から引き続きご説明しますが、ここからは再設定案件なので、契約の詳細は割愛します。 申請番号 4 号と 9 ページの申請番号 5 号は、同じ受人なので一括して説明します。 払戸字大谷地 114、他 9 筆、地目、田、面積計 8,921 平米、渡人が払戸の a、他 1 名、受人が払戸の B、いずれも再設定の 3 年契約です。 続きまして 9 ページの下段、申請番号第 6 号です。 船川港仁井山字谷地端 110、地目、田、面積 3,060 平米、渡人が船川の b、受人が船川の c、再設定の 5 年です。 以上で説明を終わります。
吉田陽一 議長	説明ございましたが、これについて何かご意見ございませんか。 (無しの声)
吉田陽一 議長	再設定ですので、よろしくお願いいたします。 続きまして、議案第 24 号、農地法、第 5 条の許可について、をお願いします。
浅井主事	10 ページ、ご確認ください。 農地法第 5 条による転用の案件について、です。 申請番号 1 号、場所は船越字前野 98-52、他 1 筆、地目、畑、渡人が秋田市の d、受人が船越の e 他 1 名、一般住宅を建設するための転用です。 別紙の総会資料の農地転用に関する図面をご覧ください。 先ず 1 ページです。 転用対象農地ですが、男鹿工業高校グラウンドや長沼団地の端の一角です。 赤色で着色している部分です。 図面 3 ページをご確認ください。 住宅面積は約 99 平米、駐車場スペースが 82 平米、玄関スペース 24 平米、庭スペースが 84 平米の計約 290 平米の農地利用計画です。

浅井主事	当該用地に関しては、都市計画法上、用途地域に指定されておりますので第 3 種農地となることから転用に関しては、差し支えないと判断しています。 参考までに農地取得金額に関しては、200 万円と聞いています。説明は、以上です。
吉田陽一 議長	第 10 号のご説明がありました。 農地法第 5 条の農地転用で、現地確認いたしました 5 番の高橋郁雄委員、6 番の清水司委員、説明員として 5 番の高橋郁雄委員からお願いいたします。
高橋郁雄 委員	18 日に清水司委員、浅井主事と現地の確認をしました。 話を聞くと以前は、畑として使っていたが現状は使っておらず、図面を見ると両側とも住宅が建っており、周辺は住宅地なので転用は、土地の有効利用と判断してまいりました。 皆さんからの審議をよろしくお願いいたします。
吉田陽一 委員	高橋郁雄委員、ご苦労様でした。 説明がございましたが、これについて何かご意見ございませんか。 (無しの声)
吉田陽一 委員	申請どおりといたします。 続きまして 11 号をお願いします。
浅井主事	申請番号 11 号、船越字那場掛 96、他 1 筆、渡人が五城目町の f、受人が脇本の g、駐車場整備のため永年転用です。 同じく図面の方をご確認ください。 5 ページです。 場所が船越駅の裏手にある住宅街の間にある赤色で着色している部分です。 図面 7 ページ、利用計画平面図に、駐車場スペースとして、16 台、約 640 平米分を確保し、他に通路及び雪寄せ場等が備わって 2,110 平米を転用する案件です。 こちらの対象農地についても、都市計画法上、用途地域内の農

浅井主事	地となっておりますから、第 3 種農地となるので、原則、転用は許可しても問題は無いと思っています。 農地取得費については、10 万円と聞いていますが、f が高齢のため施設に入所しており、他の f 所有の農地と合わせて取得するよう聞いています。 説明は、以上です。
吉田陽一 議長	現地を確認した 5 番の高橋郁雄委員、6 番の清水司委員、説明員として 6 番の清水司委員からお願いいたします。
清水司委員	先ほど、高橋委員からもありましたが 18 日に、事務局の浅井主事と 3 人で現地を確認しました。 これは、駅裏の杉寿司の所から入った住宅地の隅といいですか、家と家に挟まれて、非常に耕作しづらい農地で、何年か前に夜が明ける前に刈ったのか、日が暮れてから刈ったのかわかりませんが、草を刈ってうるさいと苦情が出た場所で敬遠されるような農地です。 f の息子さんが高齢のお父さんの財産処分で以前に無償譲渡で田んぼが総会議案に上がった人です。 その財産処分の中で出てきた住宅間の農地で、見た感じ耕作しづらい農地で耕作する人が出ない状態でした。 これは、っていう感じでした。 g としては、飲食店やアパートを所有してお客がいるので、そういう人のために、また前にデイサービスだった所が民宿になったのもあるので、車でくれば需要の可能性も無いとはいえません。 そんな状況なので、大丈夫と思っていました。 皆さん、審議、よろしくお願いします。
吉田陽一 委員	ありがとうございました。 清水司委員から報告があった件で、何かご意見ございませんか。
加藤和洋 委員	この場所、駅がある所から、ちょっと遠いです。 駐車場ということですが、歩いても行くにも駅には遠いですよね。
清水司委	g は、アパートや飲食店を持っています。

員	そういう人のためにということです。 後ろを雪捨て場にするとか、自分のお客さんが結構いるので。 以前、デイサービスだった所も、民宿になっています。 そういうのも、車で来れば、需要はあるのかなっていう部分は、ないとはいえません。
加藤和洋 委員	駅は、対象外という事ですか。
浅井主事	今、清水委員がおっしゃったとおり近くに g 所有のアパートが何棟かと、テナントの飲食店が何店かあって、そのお客さんとかが使うための駐車場と聞いています。
吉田陽一 委員	以上、追加説明ありましたが皆さんどうですか。 (他に意見が無いことを確認し)
吉田陽一 委員	この案件は、このように許可いたしますので、よろしく願いいたします。 案件については、一応終了いたしました。 どうもありがとうございました。 続きまして、その他に入りたいと思います。
戸部職務 代理	パトロールは、総会終了後で連絡事項を。
鈴木局長 補佐	その他です。 皆様へ、先日、通知をお配りしましたが 11 月 18 日から地域計画策定のため地域での話し合いが始まります。 皆様からも、農地のスペシャリスト・ご意見番として、話し合いの際に出席していただきます。 そこで図面を使って農地の集積・集約の話し合いが行われます。 例えば、将来的には農地を手放すような農家の農地を誰が耕作していくのか、というのを話し合いで図面に表し、将来的にはこのように農地を集約し農地を守っていくという地域計画です。 皆様からは、話し合いの場へ出席していただきますが、これはかなり縮小したのですが図面の見本です。 これは、既に基盤整備事業が終わって、主に法人が請負ってい

鈴木局長 補佐	る色分けになっています。 小さくてどの色が誰というのは、少し見えづらいですが、斜め右上の方に氏名が書いてありますが、こういった図面です。 それと、このカラフルな図面は、払戸地区の図面になります。 耕作者が結構多いですので、色がカラフルになっています。 この図面を参考にしながら、10年後の計画図面を作っていく話し合いになります。 図面の方の説明を浅井がしますので、よろしくお願いします。
浅井主事	A-0 番の一番大きいサイズで図面を各地区に持参しますが、農林水産課で主導し、策定する地域計画の基になる目標地図の作成を各地域で話し合って決めてもらうことになっています。 基本は、現在の認定農業者の方をベースにですが、認定農業者以外の方であっても、これからどんどん規模拡大していきたいとか、そういった方であれば、その計画の地区ごとに担い手として位置づけるようになっています。 こちらのカラフルな払戸地区の図面だと、この中に認定農業者で農地台帳上、耕作している方だけを先ずは色をつけます。 色につかない、認定農業者以外の方が耕作されている農地を、10年後、その地区で農業を担っている認定農業者の誰が耕作していくのか、10年後の目標地図を作るという作業になります。 今現在、認定農業者と農業委員の方々に各地区で行われる話し合いのご案内を差し上げましたが、他の市町村が集まった情報交換会でも、参加者が少ないことが課題になっています。 人が集まらない事には、話し合いにならないし、目標地図を作ることも難しいので、皆様から各地区の認定農業者などにお声掛けいただき、ぜひ参加していただきたい。 この地域計画は、農林水産省から今年度内に必ず策定するよう義務づけられた他、今後の農政の基本になる計画になりますので、その重要性を皆さんの方からもお話いただいて、沢山の方に参加していただくようお願いします。
吉田陽一 議長 伊藤淑栄 委員	説明があった件について、何かございますか。 前にアンケートやっていましたよね。 地域ごとで面積を増やしていきたいという人は、いますか。

浅井主事	各地区、ゼロではないです。
伊藤淑栄 委員	そういう人がいないと話し合いになっていかないと思う。 私は、船川ですが男鹿中でも脇本でも、そういう人がいなければ話し合いにならないと思う。 船川には、他の集落の人も見えるのでそういう人たちから、ぜひ出席してもらうようにしていただきたい。 通知文書には、農業委員から積極的に話をしてもらいたいようなことを書いていましたけど、人がいないと話もできない。
浅井主事	おっしゃるとおりです。 通知の方はもう農林水産課の方で、そういう方を抜粋して送っているようなので、その辺は、農林水産課の方にも、農業委員会からのアンケートによる規模拡大の意向も示した人の情報は、提供していますので、その人たちにも案内を出すよう伝えておきます。
清水司委員	農林水産課からは、通知が来ています。
浅井主事	認定農業者の方には、農林水産課の方からの通知が行っています。
清水司委員	認定農業者だけですか。
浅井主事	はい。
吉田陽一 会長	脇本の人でも船川で耕作している人がいるので、そういう人も出席してくれればよいが、船川地区の人だけになれば話が進まないの。 そういう人たちにも通知を出してくれれば、ありがたいが。
鈴木局長 補佐	今回は、認定農業者を中心にお声がけしていますが、他の市町村で先に地域計画の話し合いやったところがあります。 一応、地域計画を策定する上で全農家に対して案内をすることになっており、全農家に向けて案内をしたところ、誰も来なかったという事例があったそうです。

鈴木局長 補佐	それで、まずは認定農業者を中心に大規模経営の農家を目掛けて通知し、そういう農家に必ず集まってもらうようにして、ある程度の人数を確保する。 大規模経営なので地域の農地を把握しているので、まずは大規模農家を集めて話し合いを行って、大部分を決めてもらって、それで決まらない部分については、空欄で調査中でも構わない、という形で実施した方がいいと県から手法の紹介がありました。 それで今回、農林水産課では、先ず認定農家を中心に集めるという手法を取っているのだと思います。 この地域計画は、今回策定して終わりではなく、毎年見直しをすることになっています。 計画は、今年度末までに作成することになっており、それが 100 パーセントの内容でなくても、その後の話し合いで変わった状況や話し合いに入らなかった方の意見も集めて、計画をどんどん新しいものに更新していくとのことでした。 先ず、認定農家という基準の方々に対して案内をしているということだと聞いています。 以上です。
吉田陽一 議長	事務局から説明がありましたが、極力参加して下さるよう、よろしくお願いいたします。 他にありますか。
清水司委 員 鈴木豊則 委員 浅井主事	耕作者を見れば古い図面ですが。 10 年くらい前の図面ですか。 農業委員会をとおさず、相対で耕作された場合、図面に反映されない形になります。 (発言多数) (参加した方がいい、の声)
吉田陽一 議長	この図面からすれば、違う人が耕作しているじゃないか、という話も、この話し合いを開けば、どんどん出てくるそうです。

加藤和洋 委員	集約って、話になると小さい農家が、大きい農家に耕作させろとかの話が出ませんか。
鎌田事務 局長	意向調査の中で離農したい、そんな意思表示をしている方もいるので、そういう図面を活用した話し合いの方がいいのかと思いましたが、主体の農林水産課がそういう図面を使いたいとのことでしたので。
伊藤淑栄 委員	アンケートの結果とか、そういうのが、分からないと話をしてしようもないので。
鈴木局長 補佐	今すぐという事でなく 10 年後の、という調査ですから。 (発言多数)
吉田陽一 議長	では、ここら辺で締めたいと思います。 以上で総会を終了いたします。 お疲れ様でした。

上記会議の顛末を証するため、下記に署名する。

令和 6 年 11 月 8 日

男鹿市農業委員会

議 長

13 番 委 員

14 番 委 員

書 記